

議案第 8 号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

以下の理由により、県立学校処務規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 13 日 提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

県立学校事務職に事務主幹を設置することに伴い、関係する訓令の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

- ・ 沖縄県教育庁事務決裁規程（昭和53年教育委員会教育長訓令第 2 号）第23条

別紙

沖縄県教育委員会訓令第 号

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 月 日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「事務主査」の前に「事務主幹、」を加える。

第26条の 2 中「事務主査（事務主査が 2 人以上置かれている場合は、あらかじめ事務長が指定する者）」を「事務長があらかじめ指定した事務主幹又は事務主査」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁学校人事課

1 件名

県立学校処務規程の一部を改正する訓令

2 改正の経緯及び必要性

県立学校事務職に事務主幹を設置することに伴い、関係する訓令の規定を整理する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 事務職員に事務主幹を加える。（第2条関係）
- (2) 事務長の代理決裁を改める。（第26条の2関係）
- (3) この訓令は、令和7年4月1日から施行する。（附則）

4 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

県立学校処務規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号）新旧対照表			
改正案		現行	
第1条（略）		（目的） 第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、県立学校（以下「学校」という。）における公印取扱い、文書取扱い並びに副校長、教頭及び事務長の専決に関し、必要な事項を定めるものとする。	
（用語の意義）		（用語の意義）	
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1)～(5)（略）	(1)～(5)（略）	(1)～(5)（略）	
(6) 事務職員	(6) 事務職員	(6) 事務職員	
（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第53条第5項、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第48条第5項及び沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）第29条第6項の主任に限る。）及び事務主事をいう。	（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第53条第5項、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第48条第5項及び沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）第29条第6項の主任に限る。）及び事務主事をいう。	（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）第53条第5項、沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）第48条第5項及び沖縄県立中学校管理規則（平成18年沖縄県教育委員会規則第13号）第29条第6項の主任に限る。）及び事務主事をいう。	
(7)～(8)（略）	(7)～(8)（略）	(7)～(8)（略）	
第3条～第26条（略）	第3条～第26条（略）	第3条～第26条（略）	
第26条の2 事務長が決裁すべき事項については、事務長があらかじめ指定した事務主幹又は事務主査	第26条の2 事務長が決裁すべき事項については、事務長があらかじめ指定した事務主幹又は事務主査	第26条の2 事務長が決裁すべき事項については、事務主査（事務主査が2人以上置かれていない場合は、あらかじめ事務長が指定する者）が代理決裁をすることができ	
る。	る。	る。	
第27条～第47条（略）	第27条～第47条（略）	第27条～第47条（略）	
別表第1～別表第4（略）	別表第1～別表第4（略）	別表第1～別表第4（略）	

第1号様式～第13号様式 (略)

第1号様式～第13号様式 (略)